

中野区

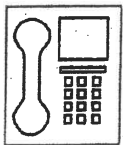
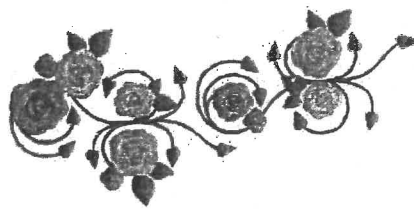
犯罪被害者等相談支援窓口

— 平成20年4月より開設されました —

突然の犯罪被害にあう、大切な人が犯罪被害により命を奪われるなど、犯罪被害は誰にでも起こりうる身近な問題となっています。

被害を受けた後も、住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域でのあたたかい支援が必要です。

中野区では心をこめてお話をうかがい、適切な情報提供、お付き添いの支援などをさせていただきます。おひとりで悩まず、まずはご相談ください。



直通電話 03 (3228) 8757

FAX 03 (3228) 8716

区役所6階5番の窓口です

受け付け時間は平日8:30~17:15となります



犯罪被害者支援とは？



これまで、犯罪被害者やそのご家族の苦しみは、心身に傷を負う、財産を奪われるといった直接的な被害だけではありませんでした。

捜査や裁判では当事者としては扱われず、周囲の人からの心ない言葉や、マスコミによる無配慮な報道被害などに傷つき、平穏な生活を取り戻すための支援も十分ではなかったのです。

平成17年4月、被害者やそのご家族、関係者の地道な活動が実を結び、『犯罪被害者等基本法』が施行されました。その中で地方公共団体による支援の責務が明らかにされ、国民もこれに協力することが求められているのです。



どのような支援が受けられるの？

※ 犯罪等により被害を被った方やそのご家族またはご遺族で、中野区内にお住まいの方（原則、警察が交付する『犯罪被害の届出証明』をお持ちなど、犯罪被害を被ったことが明らかであること）

- ☆ 専門相談員が相談に応じ、必要な情報提供や助言をいたします。
- ☆ 犯罪被害者等の援助に精通している機関などを紹介いたします。
- ☆ 犯罪被害にかかる手続き、通院などのお付き添いをいたします。（おもに裁判所や病院などです）

